

令和6年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 令和6年4月24日（水）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	欠席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請について

1件

議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

8. 事務局 吉岡明彦、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さん、こんにちは。先ほども話がありましたように、早い時間に集まっていただきましてありがとうございます。また、今も天気の話ありましたけれども、今日は涼しいですけれども、明日から、今言われたように暑くなるという話ですので、体調には十分気をつけていただいて、仕事のほうを頑張っていたいただければと思います。

今日、先ほども話があったとおり、4回目の定例総会です。年度でいうと4月ですから今年度初めの総会なのですが、町長さんも新しくなったり、ちょっといろいろ変わるところがあるのかもしれませんが、その辺は取りあえず今のところは聞いていませんので、今日の議事のほう、それほど多くはないのですけれども、ご協力いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

事務局

ありがとうございました。

それでは、3の議案に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づきまして、浅見会長にお願ひいたします。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願ひします。座ったままで失礼をいたします。

それでは、会議のほうに入りたいと思ひます。

ただいまの出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年皆野町農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、10番、四方田克己委員の1名でございます。

次に、議事録署名人に、

11番、小池幹夫委員

12番、横田和子委員を指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

11番、小池幹夫委員

12番、横田和子委員にお願ひをいたします。

それでは、議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の2番、野澤辰雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

2番

野澤委員

それでは、番号1について説明させていただきます。

18日の日に事務局と現地を確認してまいりました。場所は、先月、同じような話があったところと近いところなのですが、県道を〇〇方面から〇〇方面に向かいますと、〇〇〇〇、そこを左に入ると〇〇〇〇〇という神社があります。その奥、約100mぐらいの右側になります。1軒家があるのですが、その前から入った右の方、この写真を見てもらうと、鉄塔が上のほうにあると思うのですが、この鉄塔までのところ、または〇〇〇〇ということです。一時転用ということなので、審議のほどよろしくお願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

今、事務局のほうから説明ありましたとおり、許可後の計画変更、それも期間の変更だけということですので、農業委員のほうの説明はありませんが、事務局の説明を聞いていただいて、質疑ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。本件は変更はやむを得ないと認め、県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件の変更はやむを得ないと認め、県知事宛て進達することに決定いたしました。  
続いて、議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、1件を議題といたします。  
番号1について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と、判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。

3番  
東委員

今月の17日に事務局と申請地の状況を見てまいりました。写真のとおり、堀のように見えるのがこれは〇〇〇から流れてくる、〇〇〇という川です。大体五、六m幅がありまして、雑木が前にあって、中にクヌギが相当生えています。屏風のように切り立った岩で、土もないし、穴場であまり農地には向いていないのではないかと確認してきました。審議のほどよろしくお願いします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑ございませんので、採決をいたします。  
〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について非農地と判断することに決定いたしました。  
なお、議案第3号は、非農地と判断した土地所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。  
以上で審議いただき議案は全て終了いたしました。  
ご協力いただきましてありがとうございました。